

告 示

埼玉県告示第七百二十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年六月二十日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）熊谷上之商業施設計画

埼玉県熊谷市上之字吉原三千百十四番一外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

(1) 住宅地が隣接していることから、操業の時間等、騒音発生について十分な配慮をお願いします。また、荷捌き車両停車中及び駐車場では、アイドリグ・ストップを励行し、発生苦情に対しては誠実に対応してください。

(2) 店舗から排出される廃棄物については、分別を徹底して、適正な処理をお願いします。

(3) 青少年の健全育成や非行防止の観点から、これらに関する店内放送の実施や、警備員の巡回等の配慮をお願いします。

(4) 商業施設付近の道路は中学校の通学路になっているため、通学中の生徒に対する安全対策をお願いします。

二 縦覧期間

平成二十九年六月二十日から平成二十九年七月二十日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター